

# 令和3年度県民芸術劇場 (学校公演) 実施要綱

## 1 趣旨

県内の小学生・高校生(以下「児童・生徒」という。)を対象に、優れた舞台芸術を鑑賞する機会、並びに芸術団体等による実演指導、ワークショップやこれらの団体等との共演など、優れた舞台芸術に身近に参加・体験できる機会を提供することにより、次代を担う児童・生徒のこころの豊かさを育み、地域における芸術文化活動の振興、県内の芸術団体等の育成並びに県民文化の高揚を図るため「県民芸術劇場(学校公演)」を実施する。

## 2 名称

この事業の名称は、「県民芸術劇場(学校公演)」とする。

## 3 主催

主催者は、公益財団法人 兵庫県芸術文化協会(以下「協会」という。)及び地元主催者とする。

公立の小学校にあっては、開催市町、開催市町組合教育委員会及び開催校を地元主催者とし、公立の高校及び私立学校にあっては、開催校を地元主催者とし、必要に応じて開催校のPTA等を主催者に加えることができる。

事業の実施にあたっては、事業の趣旨、内容に鑑みて、兵庫県及び兵庫県教育委員会と共催する。

## 4 後援

兵庫県小学校長会、兵庫県立学校長協会、一般社団法人兵庫県私学総連合会とする。また、地元主催者の必要に応じて関係団体等を加えることができる。

## 5 事業内容

### (1) 鑑賞者

児童・生徒とし、必要に応じて保護者等を加えることができる。

### (2) 開催時期

通年

### (3) 会場

学校体育館・講堂、公民館、文化ホールその他適当な施設とする。

### (4) 種目

音楽、演劇、ミュージカル、舞踊、能・狂言、人形浄瑠璃、寄席芸能とする。

### (5) 公演団体

協会が提示した登録団体の中から、地元主催者と協議して決定する。

### (6) 演目等

協会が、地元主催者及び公演団体と協議のうえ、日時・場所・演目等を決定する。なお、演目の決定にあたっては、参加体験の要素を勘案する。

### (7) 入場料

無料とする。ただし、学校において、児童・生徒から徴収している各種の必要経費の一部を公演経費に充てることは差し支えないものとする。

### (8) 公演数

- |       |                |
|-------|----------------|
| ① 小学校 | } 予算の範囲内で決定する。 |
| ② 高校  |                |

## 6 事務の分担

### (1) 協会

公演団体の派遣に関する事務を行う。

### (2) 地元主催者

協会の事務以外の公演に関するすべての事務を行う。

## 7 経費

### (1) 協会の支出額（県からの全額補助）

協会は、出演料（源泉所得税額及び消費税額を含む。以下同じ。）の1/2（円未満切捨）を支出する。ただし、支出額の上限は、次表の金額に公演時の消費税率に応じた消費税額を加えた額とする。

区 分	小 学 校		高 校	
	音 楽	演 劇 ミュージカル 舞 踊 能・狂言 人形浄瑠璃 寄席芸能	音 楽	演 劇 ミュージカル 舞 踊 能・狂言 人形浄瑠璃 寄席芸能
出演料 （消費税除く）	225,000円	225,000円	337,500円	460,000円

注）出演料には、原則として出演団体の交通費、宿泊料、事前調査費、著作権料等を含むものとする。

### (2) 地元主催者の支出額

地元主催者は、出演料の残額とその他の公演経費及びそれらに付随する消費税額を支出する。

## 8 実施手続

- (1) 公演を希望する地元主催者は、別に定める期日までに、別紙「県民芸術劇場（学校公演）実施申請書」（様式1）を協会に提出する。
- (2) 協会は前項により提出された書類を審査し、実施の可否を決定し、地元主催者に通知する。
- (3) 地元主催者は、公演終了後2週間以内に別紙「県民芸術劇場（学校公演）実施報告書」（様式2）を協会に1部提出し、協会は必要に応じ、その写しを県に提出する。
- (4) 公演団体は、公演終了後、すみやかに協会及び地元主催者に請求書を提出する。
- (5) 協会は、8(3)により提出された書類により事業の実施を確認した後、前項の請求書に基づき、8(2)で決定した出演料の支出予定金額を上限としてすみやかに公演団体に支払う。
- (6) 地元主催者は、8(4)により提出された請求書に基づき出演料等をすみやかに当該公演団体に支払う。

## 9 不可抗力による事業中止への措置

- (1) 地震、台風、津波その他の天変地異や戦争、暴動、内乱、疫病など地元主催者の責めに帰すことのできない事情により公演が中止となった場合に、公演団体から地元主催者に対し執行済み経費等の請求行為があり、その一部について協会に負担を求める場合は、地元主催者は協会に対し、協議しなければならない。
- (2) 協会は、前項により地元主催者から協議があった場合は、県に対し個別協議を行うものとする。

## 10 その他

- (1) 国立校は、この事業の対象から除くものとする。
- (2) この要綱に定めのない事項は、協会と地元主催者が協議して決定する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から施行する。